の各年度の財源対策のため当該各年度において同意又は許可を得た地方債の額	[削る]
(1)～(19)	[略]
(20)	令和二年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和二年度財源対策債」という。）
七　減税補填債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十三年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	[削る]
(1)～(3)	[略]
(4)～(9)	[略]
八　臨時財政対策債償還費	
臨時財政対策のため平成十三年度	
(1)～(19)	[略]
(20)	令和二年度臨時財政対策債

の各年度の財源対策のため当該各年度において同意又は許可を得た地方債の額	いう。） ア　平成十一年度市場公募都道府県に係るもの イ　平成十一年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの (2)　平成十二年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十二年度財源対策債」という。）
(1)～(19)	[同上]
(20)～(21)	[同上]
	[新設]
八　減税補填債償還費	
個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十一年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	[同上]
(1)～(3)	[同上]
(4)	平成十一年度減税補填債
(5)	平成十二年度減税補填債
(6)～(11)	[同上]
九　臨時財政対策債償還費	
臨時財政対策のため平成十三年度	
(1)～(19)	[同上]
	[新設]